

町長コラム

適材適所

～共同体の中での存在感～



鈴木 勝

「ウサギと亀」は誰もが知っているおとぎ話であろう。しかし、その後の話で、亀が神様に叱られたという話はあまり知られていない。「亀さん、どうしてあなたはウサギと競争したのですか？あなたは陸でピョンピョン走れるウサギになりたかったのですか？海の中では誰よりも優雅に泳げるのに。あなたはあなたでよいですよ」と神様に言われたのである。

相対性理論を説いたアインシュタインは「誰もが天才だ。しかし、魚の能力を木登りで測ったら、魚は一生自分をだめだと思って生きていくことになる」と述べている。

ある会社の社員に、今でも営業成績を棒グラフで表しているか伺ったところ、現代ではパワハラになるのでやっていないとのことであった。心理学者のアドラーは、「1位の人を褒めても、1位以外の方は落ち込み、自信を喪失し、全体の成績は伸びてこない。人は共同体の中に存在感を見出す」と述べている。

生命には適材適所があり、そこで共同体を形成し、自らの存在価値を求めるものである。存在価値とは、自分らしく生きることだと思う。

屋根工事などの悪質な勧誘に要注意！

今年の夏、松伏町ではひょう・暴風雨等により家屋等に多大な被害を受けました。町内・近隣地域では多数の事業者が訪問し「屋根の無料点検」「火災保険で修理」を勧め、工事や修理の勧誘をしています。万が一、悪質事業者の場合、不安をあまり、考える隙を与えず契約させ、トラブルに発展した事例もあります。その場で契約せず、はっきり断ることが大切です。また不審な契約をしていないか、家族や周りの人も注意してあげましょう。

事例

事業者が来訪し「近所で屋根工事をしている。お宅の棟板金が浮いているのが見えた。風が吹いたら危険。」と工事を勧めた。断ったが翌日も見積書を持参し強引に勧誘された。断り難くなり頼んだが、高額で作業も短時間で雑だ。代金を支払いたくない。

消費者への注意喚起

- ・訪問販売では事業者に対し、断った人への再勧誘を禁止しています。はっきりと断りましょう。
- ・その場で契約せず、複数社に見積りを依頼し、慎重に判断しましょう。
- ・火災保険申請サポートの被害が急増しています。契約内容にご注意ください。
- ・契約内容、見積り、事業者の不審がある場合、契約の有無に関わらず消費生活センターにご相談ください。

ひとりで悩まず すぐ相談！

消費者ホットライン

188 局番なし

松伏町消費生活センター

又は ☎984-7208

人権

それは愛

「合理的配慮」をご存知ですか？

～共生社会の実現のために～

問合せ

教育文化振興課 ☎991-1873

企画財政課 ☎991-1815

合理的配慮という言葉聞いたことはありますか？合理的配慮とは、障がいのある人が社会の中で出会う困りごと・障壁を取り除くための調整や対応のことです。合理的配慮の例としては、段差があって入れないお店や電車でスロープなどを使って補助することや視覚障がいのある人のために拡大文字や点字で資料を作成したり、読み上げて伝えたりするなどが考えられます。その内容は、障がいの特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

2016年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、国及び地方公共団体や事業者に対して、障がいのある人から対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めている。

ます。これを合理的配慮の提供といいます。また、2021年にこの法律が改正され、それまで努力義務だった事業者の合理的配慮の提供が法律の公布から3年以内に義務化されることになりました。

社会全体として合理的配慮の提供が当たり前になることにより、全ての人が尊重され、障がいのある人とならない人が、お互いに理解しあっていくことが共生社会を実現させていくのではないのでしょうか。皆さんも合理的配慮について、できることを考えてみませんか。

障害者基本法では、12月3日から9日までの期間を障害者週間と定めており、また埼玉県では、12月4日から10日までの期間を「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」として定めています。